

別表 免税軽油対象事業・用途一覧表

対象事業	対象用途
船舶の使用者	船舶の動力源（専らレクリエーションの用（レクリエーションに関する事業の用を除く。）に供する船舶の動力源を除く。）
自衛隊の使用する機械の管理者	自衛隊の使用する機械等の電源又は動力源
鉄道事業又は軌道事業を営む者、専用の鉄道を設置する者、専用側線において車両の入換作業を営む者	鉄道又は軌道用車両の動力源
農業又は林業を営む者、農作業のうち基幹的な作業の全ての委託を受けて農作業を行う者、農地の造成又は改良を主たる業務とする者、前年度の素材の生産量が1,000立方メートル以上である素材生産業を営む者	左に掲げる者が当該業務に供する機械で次に掲げる機械の動力源 ・動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械及び畜産用機械 ・製材機、集材機、積込機及び可搬式チップ製造機
セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）	セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く。）を営む者の事業場内において専らセメント製品又はその原材料の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源
生コンクリート製造業	生コンクリート製造業を営む者（製造した生コンクリートを事業場外において自ら運搬するものを除く。）の事業場内において専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源
鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業	削岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内において専ら鉱物の掘採、積込み又は運搬のために使用する機械の動力源
建設業法の規定によるとび・土工工事業の許可を受けて専らとび・土工・コンクリート工事を行う者	とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくくい打ち、くい抜き、掘削又は運搬のために使用する建設機械（カタピラを有しないものを除く。）の動力源

鉋さいバラス製造業	鉋さいバラス製造業を営む者（中小事業者等に限る。）の事業場内において専ら鉋さいの破碎又は鉋さいバラスの集積若しくは積込みのために使用する機械の動力源
港湾運送業	港湾において専ら港湾運送のために使用されるブルドーザーその他これに類する機械の動力源
倉庫業	倉庫業法の規定による登録を受けて倉庫業を営む者の倉庫において専ら当該倉庫業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源
鉄道（軌道を含む。）に係る貨物利用運送事業又は鉄道貨物積卸業	駅（専用側線のために設けられたものを除く。）の構内において専ら貨物利用運送事業法に規定する貨物利用運送事業のうち、鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの又は鉄道（軌道を含む。）により運送される貨物の鉄道（軌道を含む。）の車両への積込み若しくは取卸しの事業のために使用するフォークリフトその他これに類する機械の動力源
航空運送サービス業で、飛行場において航空機への旅客乗降用設備の供用、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行う事業	空港法に掲げる空港、地方管理空港その他の公共の飛行場で専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業車その他これらに類する作業用機械の動力源
廃棄物処理事業	廃棄物処理事業を営む者が廃棄物の埋立地（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する埋立地をいう。）内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械で、産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者（これらの者のうち中小事業者等を除く。）が廃棄物の埋立地内において専ら産業廃棄物の処分のために使用するもの以外のものの動力源
木材加工業で次の事業を営む者。一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木製組立材料製造業、パーティクルボード製造業及び木材防腐処理業	左に掲げる事業を営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源
木材市場業（木材取引のために開設される市場で、売場を設けて定期的に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則とし	左に掲げる事業を営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源

てせり売り又は入札の方法により行われるものを開設し、又は経営する事業)	
肥料取締法の規定により届出がされた事業場内で行われるバーク堆肥製造業	左に掲げる事業を営む者の事業場内において専ら堆肥の製造工程において使用する機械又は堆肥若しくはその原材料の積卸し若しくは運搬のために使用する機械の動力源
索道事業	鉄道事業法の規定による許可を受けて索道事業を営む者のスキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械又は雪を製造するための装置を備えた機械の動力源

- ※ 道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの（いわゆるナンバープレートをつけているもの）は免税の対象となりません。
- ※ 事業内容の「専ら」については、事業量（売上金額）、稼働日数等を総合的に勘案して確認させていただきます。
- ※ 用途に係る「専ら」については、現地調査、聞き取り調査及び書面審査等により、免税機械が「専ら」免税用途に用いられているかを確認させていただきます。
- ※ 「専らレクリエーションの用（レクリエーションに関する事業の用を除く。）に供する船舶」とは、いわゆるプレジャーボートをいい、例えば、クルージング、釣り、ダイビング、パラセーリング等のマリンレジャー等（事業として提供され、行われているものを除く。）に専ら使用する船舶です。